

令和6年度 岩手県障がい者相談支援従事者初任者研修

相談支援における地域資源の活用への視点

地域づくり、資源の改善・開発、協議会の運営・活用

社会福祉法人愛護会

奥州市基幹相談支援センター

主任相談支援専門員 佐々木健夫

【講義のねらい】

地域における各相談支援事業や相談体制と地域づくり、地域資源の把握や改善開発、協議会の機能・活用について理解する。



【講義のながれ】

- 1 地域における相談支援体制
- 2 地域資源を知ることとその活用
- 3 地域課題の共有と課題解決
- 4 自立支援協議会の活用
- 5 まとめ

様々な相談支援事業との連携

難しい課題について相談できる人はいますか??

【Q 1】

あなたが、突然パニックを起こされ、どう支援すればよいかのSOSの相談を受けたとき、支援の方向性を導き出すためには、どこにアクセスして解決の糸口を探りますか？

【Q 2】

精神科病院からの地域移行の相談があなただの事業所に入りました。あなたは、どのようにして地域移行支援を展開すれば良いか迷った時に、どこへ協力を求めますか？

【Q 3】

医療的ケアを必要とする子どもの退院に向けた相談があなただの事業所に入りました。あなたは、子どもの地域移行支援と家族支援・兄弟支援・医療支援などの様々な調整とチーム支援を、誰と相談して具体的に進めて行こうと思いますか？



- ・ 相談支援専門員一人では解決できないこと
- ・ ご本人やご家族の成長や努力では実現できないこと
- ・ 他の地域では出来ているのに、自分の地域ではできていないこと

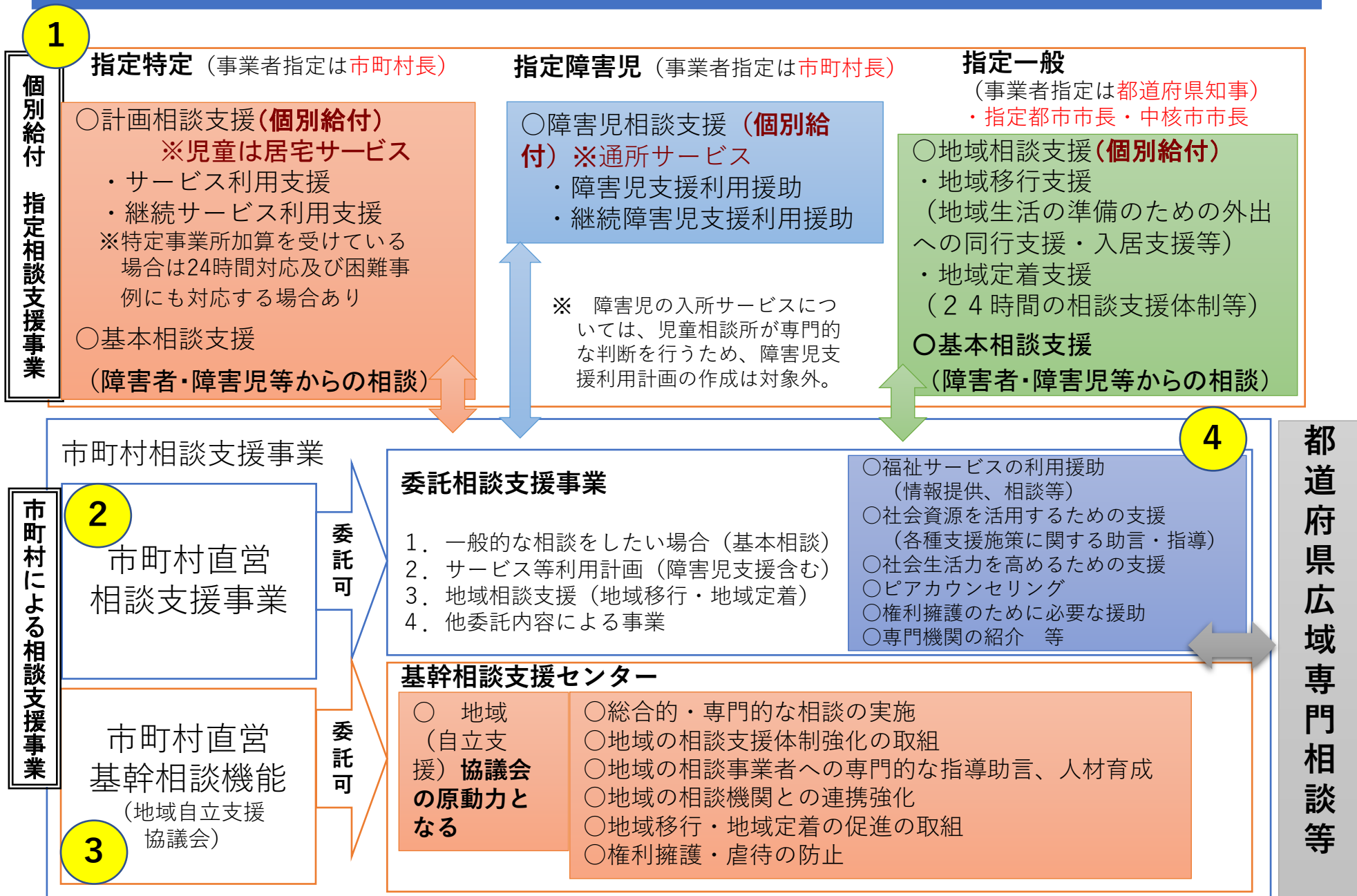
等々

**これら課題解決を行うためには、
個人の力は限界がある。**

地域における相談支援体制

自分の地域の相談支援の体制は？

それぞれの相談支援事業の役割と機能



障がい児者の相談支援事業

■ ① 個別給付で提供される相談支援

障害者総合支援法	一般相談支援事業	基本相談支援		—
		地域相談支援	地域移行支援	個別給付
	地域定着支援			
	特定相談支援事業	基本相談支援		—
		計画相談支援	サービス利用支援	個別給付
			継続サービス利用支援	
児童福祉法	障害児相談支援事業	障害児支援利用援助	個別給付	
		継続障害児支援利用援助		

■ ② 地域生活支援事業により実施される相談支援（実施主体は市町村）

地域生活支援事業	障害者相談支援事業（必須事業）		地方交付税措置
	基幹相談支援センター		地方交付税措置等
	基幹相談支援センター機能強化事業等		補助金

相談支援事業（制度）の概要

参考資料

1. 指定相談支援事業

① 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（市町村指定）

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う、計画相談支援による個別給付による相談支援事業

② 指定一般相談支援事業（都道府県指定）

地域相談支援といわれ、障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者の地域移行支援等の地域移行支援と、居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の個別給付による相談支援事業

2. 障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業の必須事業）

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う、いわゆる基本相談の事業。事業者等への委託が可能であり、その割合が9割を超えるため、「委託相談」と呼ばれる。交付税が財源

3. 基幹相談支援センター（市町村地域生活支援事業。一部は機能強化事業として補助）

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門相談、権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着とその体制整備、それらをつかさどる地域の相談支援体制整備として、地域の相談支援専門員への助言・育成・連携強化等に取り組む事業。交付税が財源だが、一部を機能強化事業として補助。

4. 広域専門相談（都道府県地域生活支援事業等様々な事業で展開）

障害特性等に基づく専門的相談（発達・難病・高次脳・視覚・聴覚・就労・触法・刑余者など）の広域的専門相談

特に専門性の高い相談支援事業相談支援



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手→基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手→市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手→指定特定相談支援事業

①発達障害者支援センター運営事業

②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

③障害児等療育支援事業

④障害者就業・生活支援センター事業

相談支援事業について、これから相談支援にかかわっていく方においては、計画相談のイメージが強いかもしれませんが、しかし、それは相談支援事業の業務の一部分に過ぎません。

<前頁図第1層部分>

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

計画相談⇒サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成のための相談支援。

これだけが相談支援でしょうか？

相談支援の目的

「全ての国民が**障害**の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく**共生社会の実現**に向け」、一人一人の支援現場で問題提起を行っていく仕事 「」内は、内閣府 平成29年度版 障害者白書（概要）より抜粋

障害者権利条約の理念を実現していくために、障がいのある当事者の側に寄り添い、生活の質の向上を考えていく事業

計画相談支援をきっかけに、それ以外の日常的な相談ももとに、地域における福祉の**課題を見つけ出していく**。地域の様々な人と人が結び付き、**支え合う関係を作り出していくこと**が相談支援の大きな目的。

計画相談以外であっても
相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ①ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）
- ②面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具現化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
- ③本人が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります

このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現伴走します

障害者本人の立場に立って支援することの重要性

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（2011）年8月30日（抜粋）

参考資料

《相談支援機関の設置と果たすべき機能》

- エンパワメント支援事業を含む複合的な相談支援体制を整備
- 総合的な相談支援体制の拡充
- 広域の障害特性に応じた専門相談支援や他領域の相談支援との連携やサポート体制の整備
- 身近な地域でのエンパワメントを目的とするピアサポートや家族自身による相談支援を充実
- 給付の決定を行う市町村行政やサービス提供事業所からの独立性の担保

《エンパワメントシステム》

- 障害者本人によるピアサポート体制の整備
- 障害者本人やその家族が過半数を占める協議体の運営・団体
- 当事者リーダーや、真に障害者をエンパワメントできる当事者組織の養成を図りつつ段階的に実施



障害者権利条約と地域共生社会

平成19年：障害者の権利に関する条約に署名

平成23年：改正障害者基本法の制定（批准に向けた国内法整備の一環）

「医学モデル」→「社会モデル」への転換及び「合理的配慮」の概念の導入

平成24年：障害者虐待防止法の施行

平成26年：障害者の権利に関する条約の批准

平成28年：障害者差別解消法の施行

障がいを理由とする不当な差別の禁止や、合理的配慮の提供を定めており、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保証される共生社会の実現を目指す

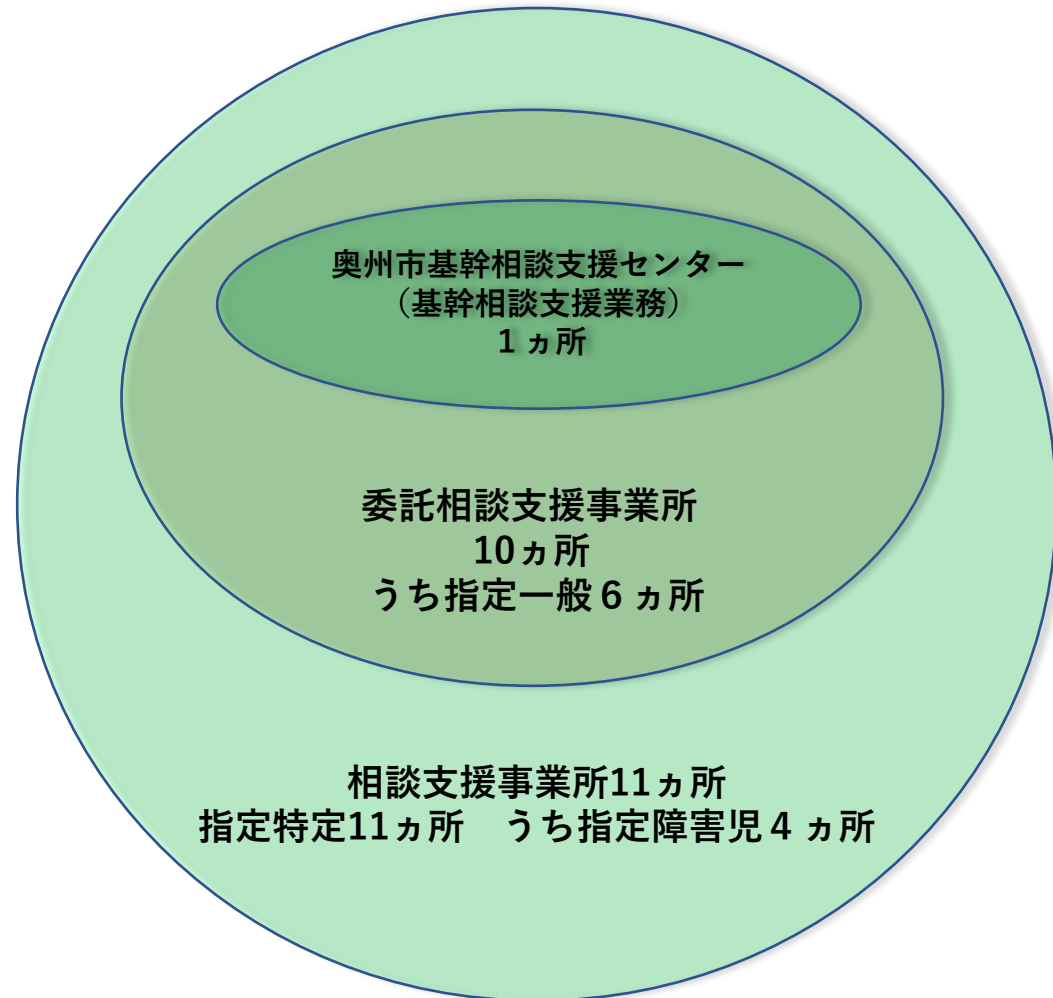
平成29年：日本の将来推計人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所）によると、総人口は長期の減少過程に入り、2040年には1億1,092万人、65歳以上の高齢者が人口の3割を超え、2053年には総人口は1億人を割る見込み。

少子高齢、人口減少となり、社会保障費がいっそう増大し、現役世代の人口減少が本格化することとあいまって、これまでの枠組みの基づく社会保障制度を維持し続けることには限界がくる。

それらを受け、厚生労働省は「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、包括的な課題解決や相談支援体制など「丸ごと」の地域づくりを進めていくことを目指し、地域共生社会の実現に向けた歩みを進めている。

奥州市の相談支援事業

～指定特定相談支援・委託相談支援・基幹相談支援～



奥州市基幹相談支援センター
令和2年4月1日設置

○体制

相談支援専門員4名

○開所時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15

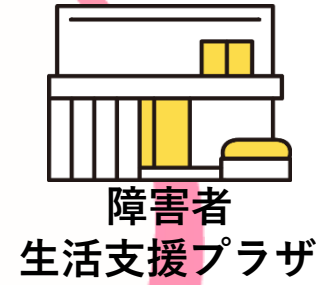
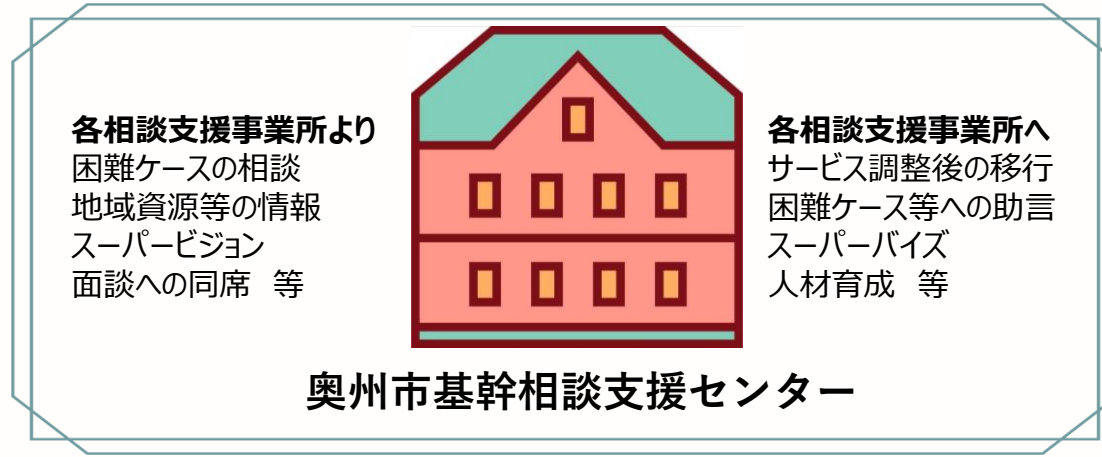
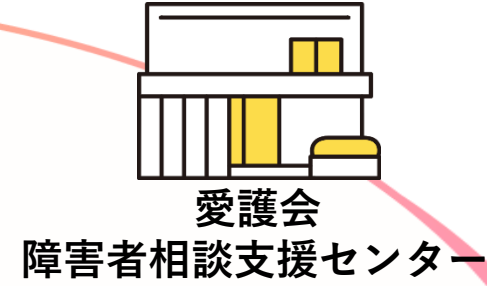
(祝祭日、年末年始は除く)

○相談対象

18歳以上



奥州市内の相談支援事業所



岩手県内の基幹相談支援センター

(R 6.7月現在)

岩手県には基幹相談支援センターが12ヶ所あります

- 二戸圏域 カシオペア障連 (NPO)
- 滝沢市 滝沢市基幹相談支援センター (市直営)
- 盛岡市 盛岡市基幹相談支援センター (千晶会)
- 紫波地域 紫波地域障がい者基幹相談支援センター (新生会)
- 宮古圏域 レインボーネット (NPO)
- 花巻市 花巻市基幹相談支援センター (市直営)
- 金ヶ崎町 金ヶ崎基幹相談支援センター (金ヶ崎社協)
- 一関市 障がい者基幹相談支援センター (一関社協)
- 奥州市 奥州市基幹相談支援センター (愛護会)
- 軽米町 つくし相談支援事業所 (桂泉会)
- 遠野市 遠野健康福祉の里福祉課基幹相談支援係 (市直営)
- 釜石大槌 釜石広域基幹相談支援センター (NPO)



県内基幹相談センター連絡会 (R1.8)



地域資源を知ることとその活用

地域の資源を知り連携していこう

ご自身の業務実施地域のことをどれくらい知っていますか??

どこにどんな病院があるの？

この地域の民生委員はだれ？

車椅子対応のトイレ？お店？

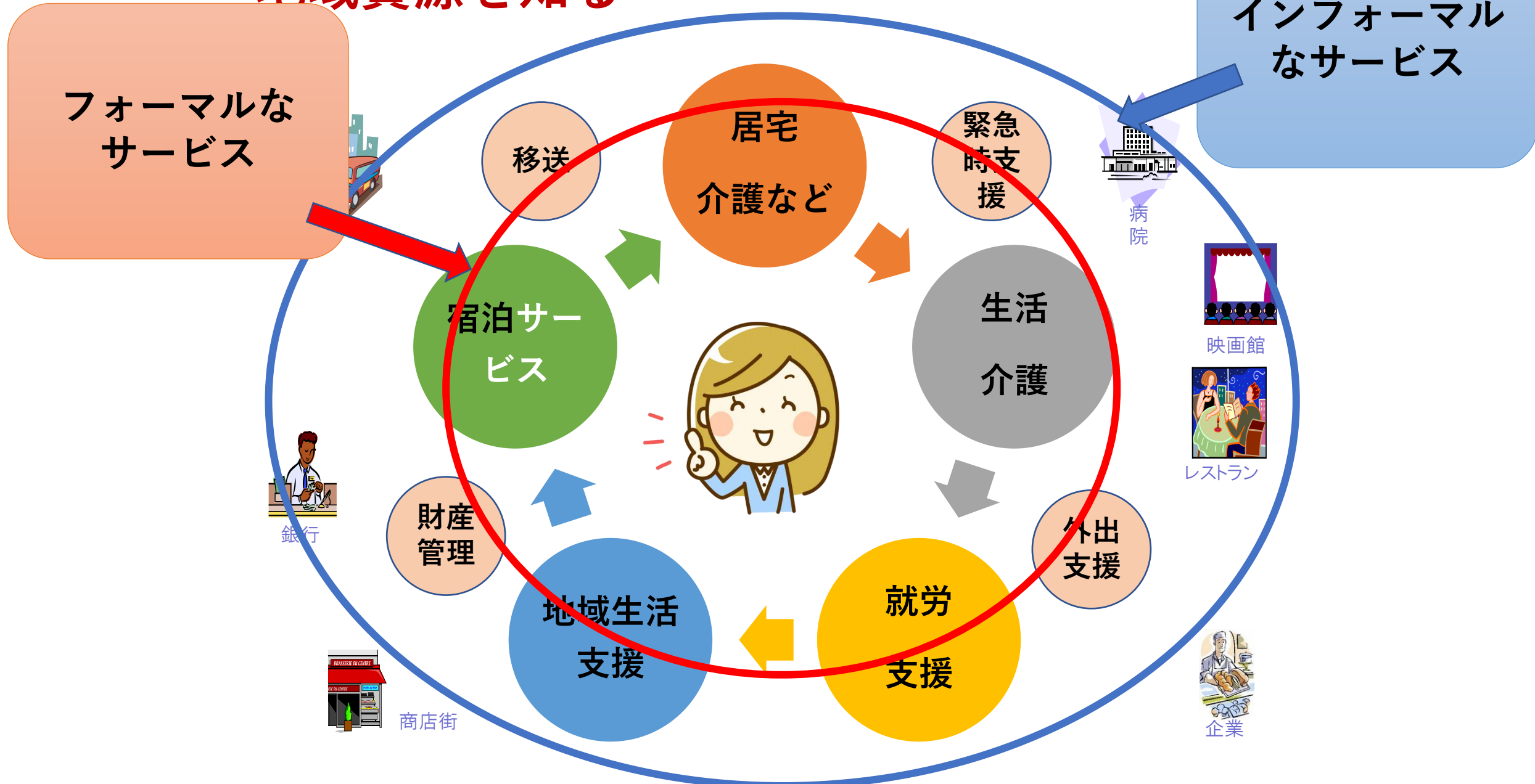
ペット預かってくれるところ知ってる？

どんなサービス事業所が、どのくらいあるのかな

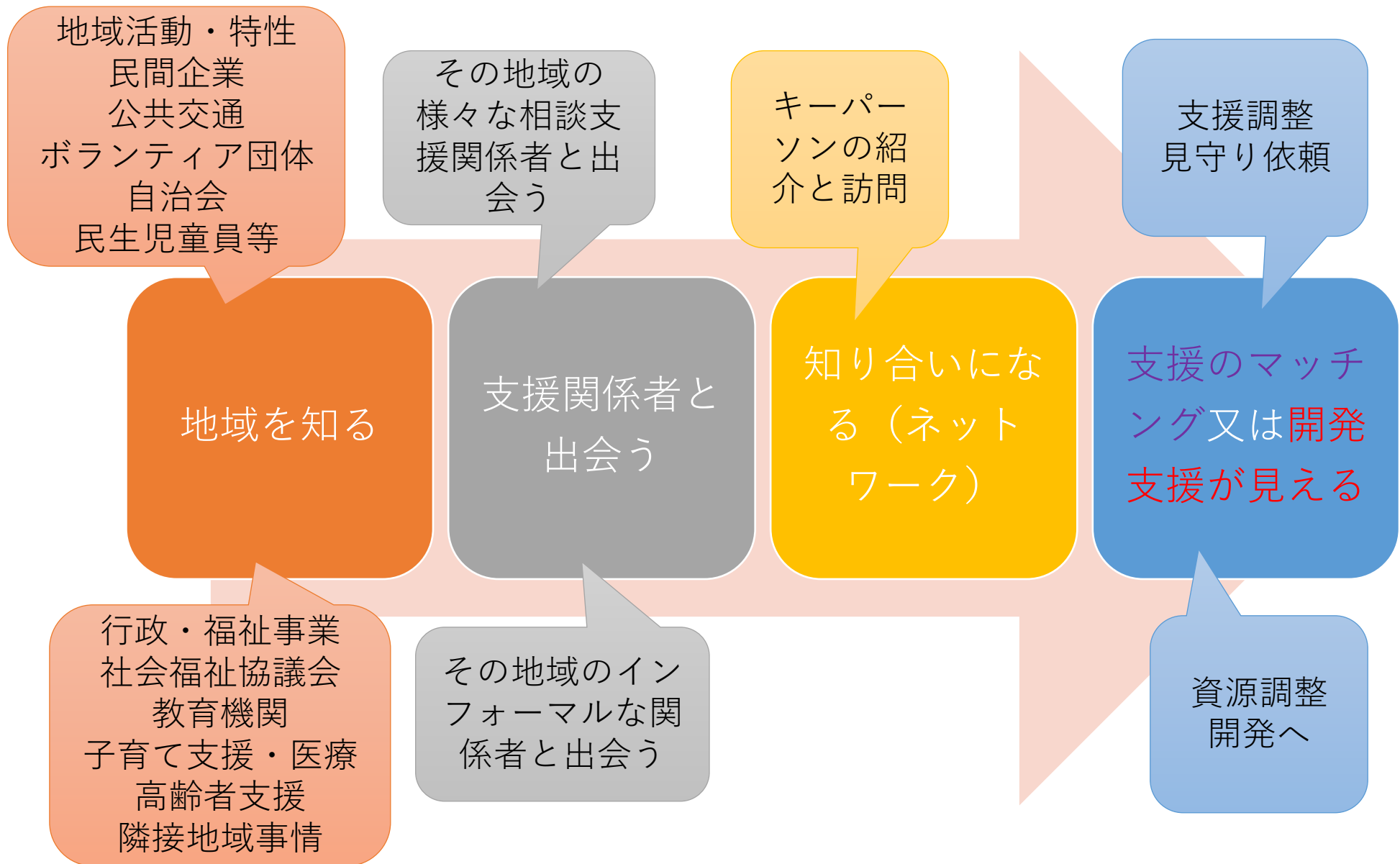
夕食を作って配送してくれるところないかな？



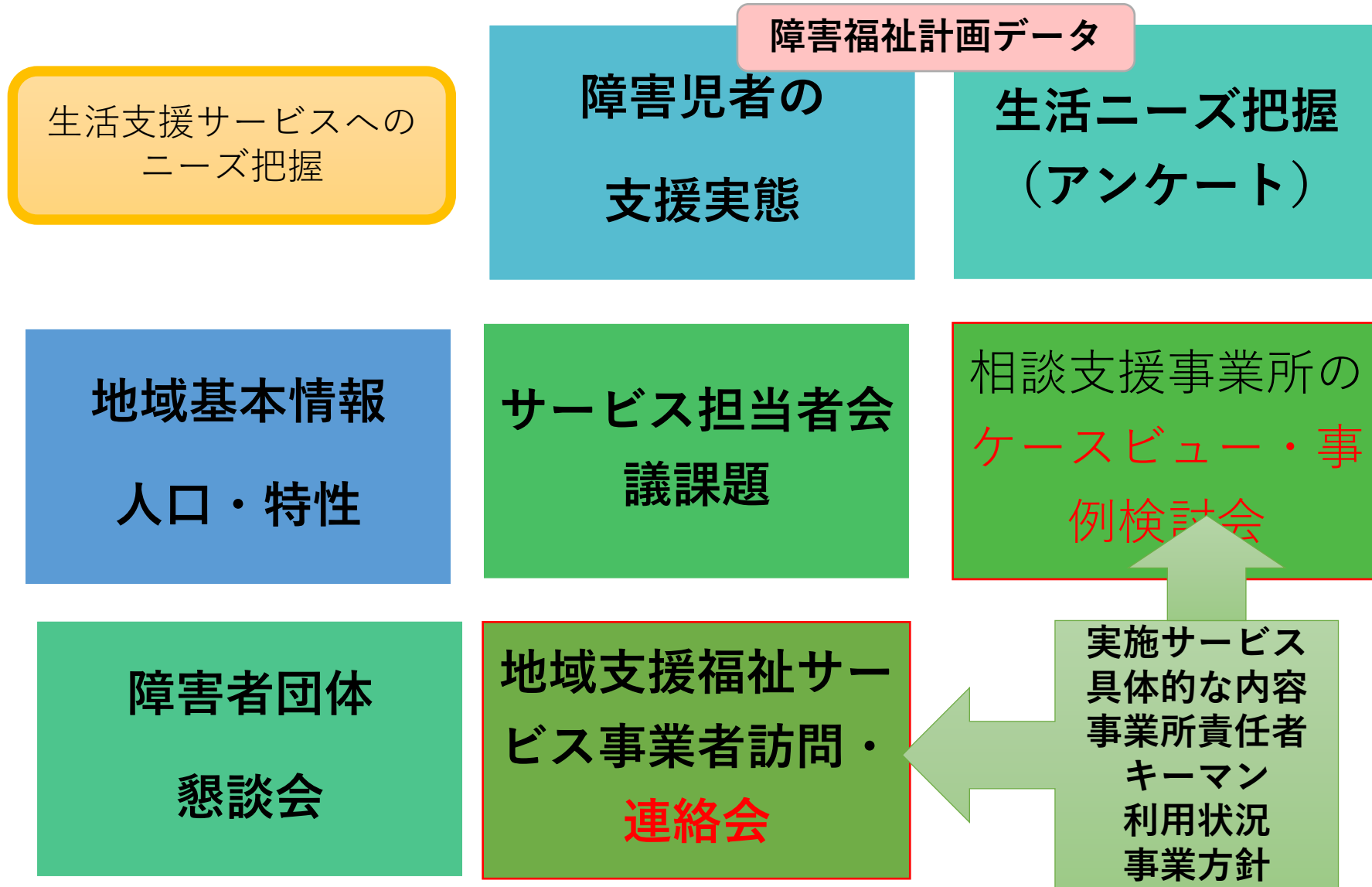
地域資源を知る



地域資源の把握・アクセスとネットワークへの参画



地域資源の把握・アクセスとネットワークへの参画



地域資源の把握・アクセスとネットワークへの参画



相談支援専門員として
獲得していくスキル
(知識や技術・分析力・
柔軟性：経験)



地域ネットワークから
提供・協力・考案頂く者



地域課題の共有と課題解決

自立支援協議会の活用

地域の資源を知り連携していこう

自立支援協議会とは

障害者総合支援法 第89条の3

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

わかりやすく言うと

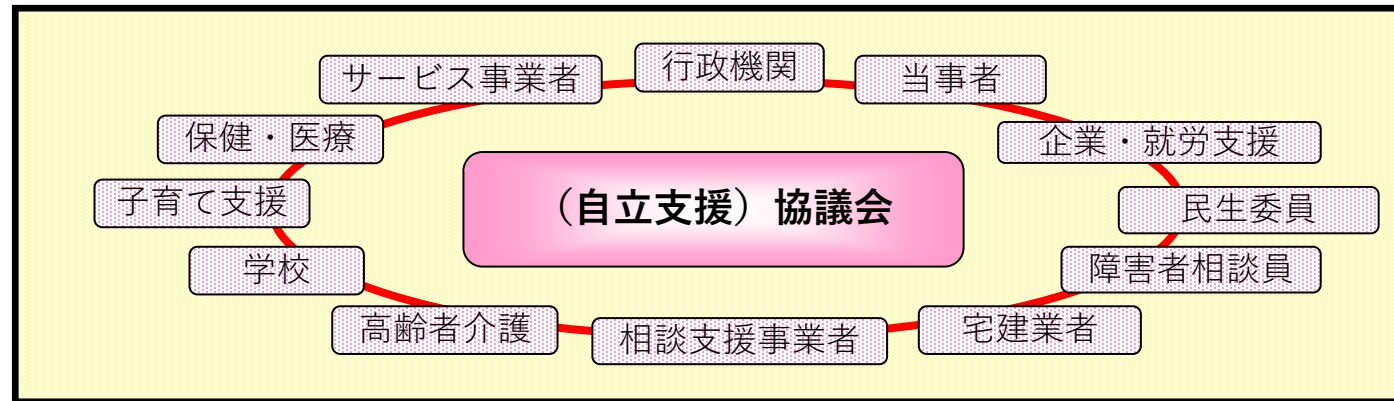


地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う。

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。

自立支援協議会の目的

障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり



主な役割

- ① 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について**情報を共有**する
- ② 福祉・保健・医療・行政・教育・雇用など、関係機関等の**ネットワーク構築**
- ③ 地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への**支援体制の整備**を図る

～ 1人1人の課題 = 個別課題の普遍化 ～

市町村(自立支援)協議会の機能

情報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 ☆少数の課題を大切に！☆課題の蓄積を地域ニーズに！
調整機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の関係機関による連携強化・ 個別事例への支援のあり方に対する協議、調整
開発機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の社会資源の開発、改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組みの実施
教育機能	<ul style="list-style-type: none">・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none">・ 権利擁護に関する取組を展開する
評価機能	<ul style="list-style-type: none">・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価・ 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用

情報機能

- 情報～困難事例、地域課題
- 共有～偏ったり、一部の事業所や機関だけが知っているのは、地域のためにならない
- 発信～地域課題や対応の実情を相談支援だけでなく、地域の関係者で共有

調整機能

- 関係、支援者のつながりが広がる
- 様々な分野の関係者の得意分野を理解
- 共有化した地域課題の整理



地域づくりのステップアップ

開発機能

- 社会資源とは施設、制度、人材、情報
 - 👉 公的資源（役所・事業所、相談支援専門員、成年後見制度など）
 - 👉 民間資源（店、家族・知人、ボランティアなど）

教育機能

- 地域の資源のなかでも「人」は最重要
 - 例) 定例の報告会、事例検討会、研修会

権利擁護機能

- 自立支援協議会では障がいの有無によって、分け隔たれることなく、共に助け合っていく社会づくりを目指す。

障がい者の権利侵害は顕在化しにくい

- 地域住民への啓発、虐待防止への取組み

評価機能

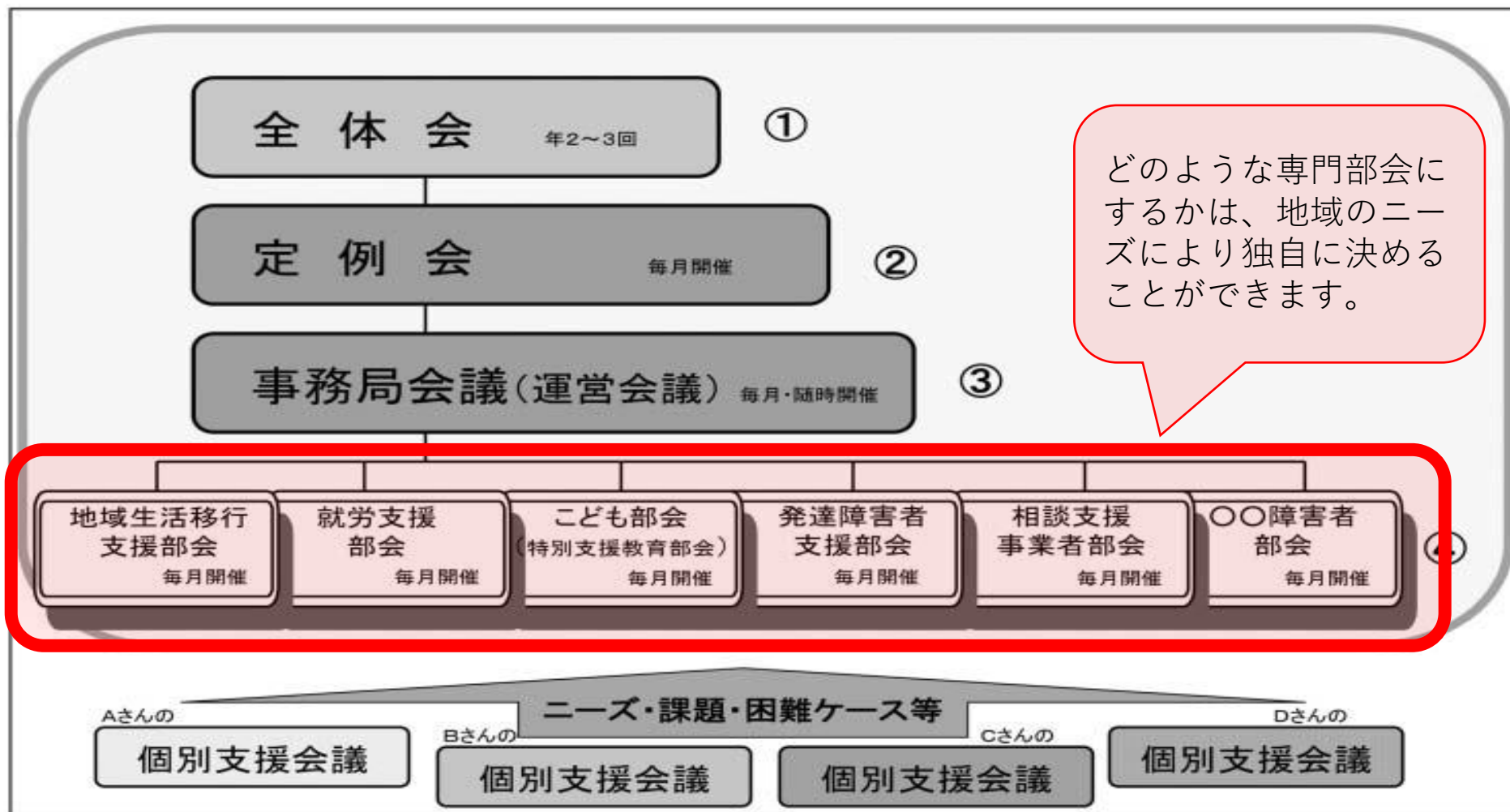
- 個々の相談支援の過程
- 地域の社会資源（機関、事業所、団体等）の評価
- 行政、法制度に関する評価

評価することで課題がみえてくる

- 評価の活用

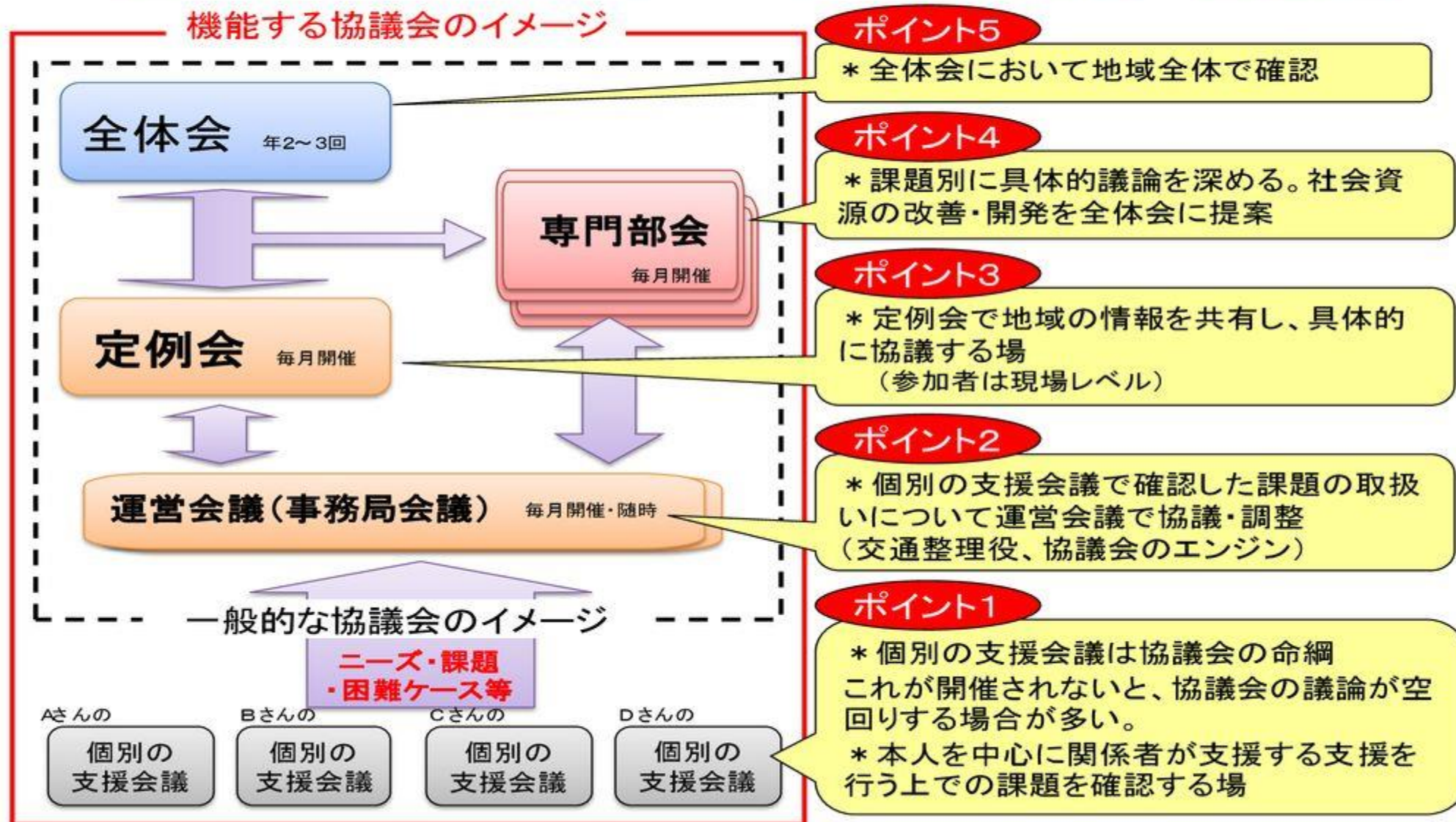
自立支援協議会の一般的なモデル

- 自立支援協議会 = 重層的な構造（人口規模や社会資源に応じて自由にかたちづることができる）
- それぞれの分野レベルでさらに内容を深めるためには「専門部会」の活動を進めることがポイント

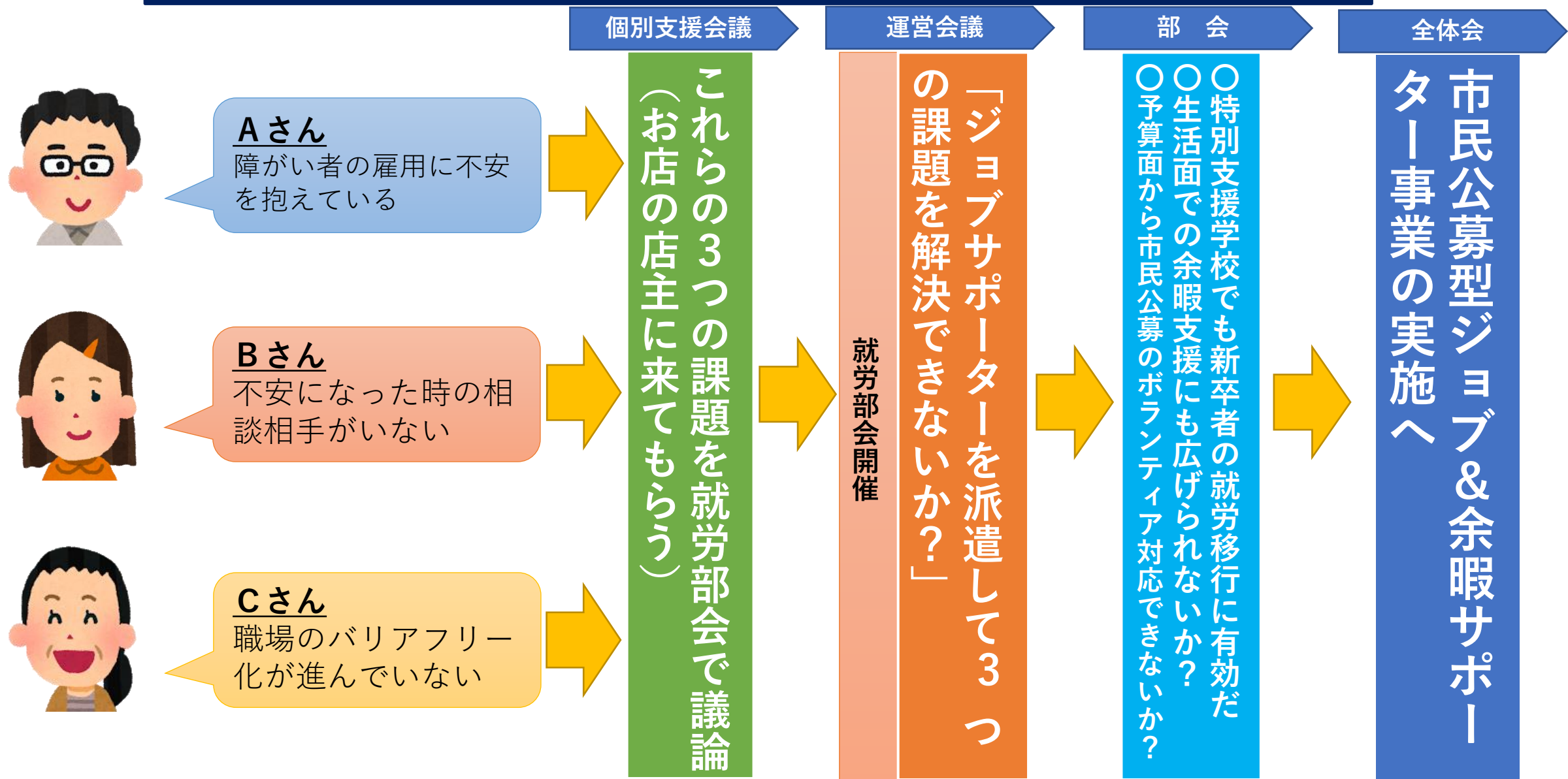


各会議の標準的なシステムとポイント

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）



自立支援協議会（個別課題から施策まで）



※地域によって各部会や流れにも違いがある。そうしたことも地域の特色である。

資料：障がい者ケアマネジメントの基本
差がつく相談支援専門員の仕事33のルール より

個別課題から地域課題を把握する



Aさん
障がい者の雇用
に不安を抱えて
いる



Bさん
不安になった
時の相談相手
がない



Cさん
職場のバリア
フリー化が進
んでいない

個別支援会議から課題を抽出

類似した共通課題に着目

できることから
始める！

地域に何が必要かを理解し必要な社会資源を繋い
だり、新たに生み出すことで解決をはかる

奥州市地域自立支援協議会の取組み

平成20年2月設置

奥州市地域自立支援協議会

実施主体：奥州市
知的、身体、精神の家族会代表者
障がい福祉サービス事業所代表者
医師会、前沢明峰支援学校、
職業安定所、社協、介護保険施設、
振興局、市福祉課等の構成員

運営会議

会長、各部会長
市福祉課
事務局（基幹相談）

5つの
専門部会

療育部会

事業者部会

就労部会

地域生活支援部会

医療的ケア児等支援部会

療育部会

18歳以下の障害児及びその保護者に対する乳幼児期から青年期までの支援体制を構築するため、関係機関連携のもと、療育支援体制の仕組みづくり等について必要な検討を行う部会。

- ・療育分野に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- ・地域の関係機関のネットワーク構築に関すること。
- ・発達障がいに対する理解の促進に関すること。
- ・その他療育に関わる専門的分野における支援方策に関すること。

部会構成員

岩手県発達障がい者支援センター、**市内相談支援事業所**、前沢明峰支援学校、市教育員会、市健康こども部健康増進課、市福祉部福祉課、市子ども発達支援センター

活動内容

- ・2カ月ごとに定例会を実施。研修の企画や療育体制の協議を行っている。

【研修会】

- ・奥州市発達支援連携会議
市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小中高の先生方参加の講習会と地区ごとに分かれての情報交換会
- ・障がい児支援事業所情報交換会
市内の障がい児支援事業所が一堂に会し、療育部会員との情報交換会
- ・事例検討会



奥州市発達支援連携会議



各研修会等の様子

障がい児支援事業所情報交換会



療育部会 ワーキンググループの活動

・事例検討ワーキング

関係機関で連携を図りながら、どのような支援が出来るのかを検討。

・地域資源ワーキング

地域資源の活用、支援体制の活性化等を目的とし、令和5年度は市内の相談支援窓口一覧の見直しを行い、関係者へ配布。

奥州市の相談支援

1 相談機関

奥州市内の関係機関が連携して相談支援を行っています。



相談先	主な相談内容
① 子ども発達支援センター	お子さんの発達・子育てについての相談窓口です。(初期相談窓口) 幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・高等学校にお子さんの様子を見に行き、相談者への助言や保護者との面談を行います。 必要なお子さんには心理検査を行います。 医療機関の受診が必要な場合は病院等の情報提供を行います。



② 母子保健担当保健師	お子さんの健康、発育、子育てについての相談窓口です。 医療機関の受診が必要な場合は病院等の情報提供を行います。 発達の相談は子ども発達支援センターと連携して対応します。
③ 障がい福祉担当職員	福祉サービスの利用(児童発達支援、放課後等デイサービス等)や各種障がい者手帳(身体・療育・精神)等についての相談・申請窓口です。
④ 保育所担当職員	幼稚園・認定こども園・保育所の入所相談、認定こども園・保育所への入所の申請窓口です。
⑤ 家庭相談員	家庭や子どもが抱えている問題、子育てのさまざまな悩み事の専門的な相談に応じています。児童虐待の相談・通報も受けています。
⑥ 教育委員会	小・中学校のお子さんについての相談窓口です。 関係機関と連携してお子さんの様子を見に行き相談者への助言をします。 必要なお子さんには心理検査を行います。
⑦ 前沢明峰支援学校	お子さんの特別支援教育についての相談窓口です。 幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・高等学校にお子さんの様子を見に行き、相談者と面談を行います。 就学に関する情報提供を行います。
⑧ 相談支援事業所	障がいや福祉サービスの利用についての相談窓口です。 相談支援専門員が保護者、ご本人、関係機関の相談に応じます。 福祉サービス利用時に必要となる利用計画の作成をします。 医療機関の受診が必要な場合は病院等の情報提供を行います。

2 連絡先



① 子ども発達支援センター	子育て総合支援センター内	0197-23-4618
② 母子保健担当保健師	水沢(健康増進課母子保健係)	0197-34-2904
	江刺(健康福祉グループ健康増進担当)	0197-34-2523
	前沢(市民福祉グループ健康増進担当)	0197-34-0275
	胆沢(健康福祉グループ健康増進担当)	0197-46-2977(悠悠館)
③ 障がい福祉担当職員	衣川(市民福祉グループ健康増進担当)	0197-34-2370
	福祉課 障がい者支援係	0197-34-2325
	福祉課 障がいサービス給付係	0197-34-2172
④ 保育所担当職員	水沢(保育こども園課 幼保支援係)	0197-34-1634
	江刺(健康福祉グループ)	0197-34-2530
	前沢(市民福祉グループ)	0197-34-0277
	胆沢(健康福祉グループ)	0197-46-2977(悠悠館)
	衣川(市民福祉グループ)	0197-34-2372
⑤ 家庭相談員	水沢(こども家庭課 家庭福祉係)	0197-34-1585
	江刺(健康福祉グループ)	0197-34-2521
	前沢(市民福祉グループ)	0197-34-0273
	胆沢(健康福祉グループ)	0197-46-2977(悠悠館)
⑥ 教育委員会	衣川(市民福祉グループ)	0197-34-2368
	学校教育課 指導主事	0197-34-1630
	教育研究所 学びと心の相談員	0197-34-1636
⑦ 前沢明峰支援学校	特別支援教育コーディネーター	0197-56-6707
⑧ 相談支援事業所	こぼ	0197-47-3376
	たばしね	0197-56-2160
	ひだまり	0197-47-4234
	ひまわり	0197-26-5202



事業者部会

障がい福祉サービス提供事業者の共通課題の解決に資するため、関係機関連携のもと、障がい福祉サービスの提供について必要な検討を行う部会。

- ・市内における障がい福祉サービスのあり方に関すること。
- ・胆江圏域内事業所間の情報交換に関すること。
- ・その他専門的分野における支援方策に関すること。

部会構成員

各障がい福祉サービス提供事業所の代表者（施設長等）、
県南広域振興局保健福祉環境部福祉課、市福祉部福祉課

活動内容

年2～3回定例会を実施。活動内容に応じて各WGを設置している。

この2～3年の話題の中心は、「人材の確保、育成」に関わること。
この問題の解消に自立協としての様々な取り組みを行った。



人材確保検に関する討委員会を設置。
サービス事業所および従事するスタッフへアンケート調査を実施。

調査結果から 取り組んだこと

いかに障がい福祉分野に、
働く場所として目を向け
てもらおうか。



人材確保に関する
パンフレットを作成！
その効果は・・・！

奥州市内
障がい福祉の仕事

FUKUSHI

心ゆくまでアンケートしてみませんか？

Oshu city

奥州市地域自立支援協議会 人材確保に関する検討委員会

福利厚生 95% 満足

職場の人間関係
コミュニケーション 84% 満足

障がい福祉の仕事は社会と
「コラボ」できる仕事です。
「障がい×農業」
「障がい×食」
「障がい×芸術」
「障がい×働く」
「障がい×スポーツ」
の仕事の楽しさを感じることが
できると思う。

数字でみる
職員データ

雇用の安定性 92% 満足

職場環境
労働環境 76% 満足

Oshu city

※奥州市地域自立支援協議会事業者部会
令和3年度人材確保に関する職員実態調査より

障がい者施設に勤務する、
転職者83人に聞きました

楽しさ

労働時間・
休日等の労働条件 88% 満足

仕事のやりがい 97% 満足

数字でみる
職員データ

身近なところに障がいのある方、
高齢者がいる方、学校の授業など
で福祉について学んだ方、様々な
思いを持ってくださっていると思
います。障がいを持った方が自分
らしく生きるために、優しい気持
ちを少しわけてもらえませんか？

賃金・給与 67% 満足

研修制度について 88% 満足

Oshu city

一緒に働きませんか？

「感謝」
「感動」
「感激」

数字でみる
職員データ

きつとみつかる

問い合わせ先

Oshu city

奥州市地域自立支援協議会 人材確保に関する検討委員会作成

事業者部会

必要に応じてWGを設置しています

職員交流研修事業

他施設の福祉サービスを研修し、奥州市にある福祉サービスを知ること、各施設の相互理解を図り、職員自身のスキルを磨き、各施設の組織活性化へ繋げるものとする。さらには、奥州市内の福祉サービスの質の向上を目指す目的で実施。

15施設が参加。

グループホームに関する 検討委員会

グループホームご利用者様の重度高齢化や障がいの多様化がみられ、また従事する世話人や支援者の不足などもあり、グループホーム運営等の課題共有とより良い支援の模索を目的に設置。

就労部会

障害者の就労支援を促進するため、関係機関連携のもと、就労支援体制の仕組みづくり等について必要な検討を行う部会。

- ・ 就労支援分野の困難事例への対応のあり方に関する事。
- ・ 地域の関係機関の就労支援ネットワークの構築に関する事。
- ・ 障害者の雇用に係る情報の収集、提供に関する事。
- ・ その他就労に係る専門的分野における支援方策に関する事。

部会構成員

市内A・B型事業所、水沢公共職業安定所、前沢明峰支援学校、岩手県立産業技術短期大学校、胆江障害者就業・生活支援センター、県南広域振興局保健福祉環境部福祉課、市福祉部福祉課

活動内容

- ・ 月1回程度で定例会を実施。研修の企画などを行う。

【研修会】

- ・ 精神/発達障がい者しごとサポーター養成講座（企業向け研修会）
精神障がい・発達障がいなど、働く上で様々な困難を抱える方々に携わっている企業を対象として、精神・発達障がい者しごとサポーター（職場における応援者）となるための障がい特性の理解、共に働く上でのポイントなどの基礎知識を習得することが目的。
- ・ 就労系事業所から一般就労への支援の流れについて（支援者向け研修会）
- ・ 企業見学会
- ・ 農福連携研修会
- ・ 過去には、「就職までの道のりを学ぶ研修会」実施



「就労支援事業所から一般就労への流れ」研修会



精神・発達障がい者
しごとサポーター養成講座

各研修会等の様子

企業見学会



ハローワークへ行こう♪



地域生活支援部会

18歳以上の障害者等の地域における支援体制を構築するため、関係機関連携のもと、地域生活支援体制の仕組みづくり等について必要な検討を行う部会。

- ・ 困難事例へのあり方に関する事
- ・ 地域の関係機関の障害者等の地域における生活支援ネットワークの構築に関する事
- ・ 地域生活移行に対する認識やイメージの共有化、共通化のための取組みに関する事
- ・ 地域生活移行の推進体制及び移行後の支援体制づくりのための取組に関する事
- ・ その他障害者等の地域生活の支援方策に関する事

部会構成員

市内相談支援事業所、奥州市社会福祉協議会、
県南広域振興局保健福祉環境部福祉課、
市健康こども部健康増進課、市福祉部福祉課



活動内容

- ・ 定例部会を月1回程度開催し、地域生活支援体制について必要な検討を行っている。

【活動内容】

相談支援専門員が中心で構成されている部会。

- ここ3年位の取組内容は
- ・ 奥州市における障がい福祉サービスに関するアンケート調査
 - ・ 世話人等研修会
 - ・ 二十歳のつどいへの参加支援
 - ・ 介護・障がい福祉支援職員合同研修会
 - ・ 権利擁護関係
 - ・ 相談支援ワーキンググループ
 - ・ 事例検討会
 - ・ 高次脳機能障害支援ワーキンググループ
etc.

奥州市における障がい福祉サービスに関するアンケート調査

目的

奥州市の障がい福祉サービスを利用されている方を対象として、サービスの利用状況や希望についてのご意見等をお聞かせいただき、今後の支援を検討するための基礎資料とすること

調査の対象

障がい者福祉サービス（通所サービス及び居宅介護等）を現在利用されているご本人・ご家族
回収数：児128名、者535名

アンケートより、ご本人・ご家族の声を一部抜粋

- ・土日仕事をしているので日曜に日中一時を利用したいが、施設が限られていて受け入れも難しい。
- ・老後のことについて心配です。親が子供より先立った時、子供が安心して過ごせる環境を作ってほしい。
- ・いろいろと不安、心配です。障がいを持つ親の声をもっと聞いていただきたい。
- ・病院やスーパー、コンビニなどに、車椅子駐車場がもっとあればいい。
- ・今働く場所がいっぱいで働けるかわからないと学校から言われる。今後どうなっていくのか。
- ・地域的に民間や行政の発達障がい児に対する支援が少ないと感じるので、地域格差を無くしてほしい。
- ・OT、STなどのリハビリが出来る病院や、預かってくれる施設が少なすぎる。
- ・児童が使えるサービスがあるのにあまり知られていないというのが現状。相談支援の方や学校なども詳しくは知らないというのが実情。もっと連携して発信してほしい。
- ・一般の方へ、発達障がいなど外見では判断できない障がいへの理解が深まるような事業をしてほしい。
- ・急な時でもショートステイが利用できるようなといい。
- ・公共交通機関の充実。
- ・相談支援、情報が乏しくどこにどのようにして良いかわかりません。
- ・一人でアパート生活をしたいと思っているが、入居できるアパートが見つかるか不安。
- ・夜になると不安になるので、夜間でも話を聞いてくれる場所が欲しい。
- ・障がい者が定年後も働ける場所を作ってほしい。
- ・一般就労の具体的な職場の情報を知りたい。

宛 令和3年度 奥州市地域自立支援協議会 地域生活支援部会

奥州市における障がい福祉サービスに関するアンケート

奥州市地域自立支援協議会 地域生活支援部会

奥州市地域自立支援協議会地域生活支援部会では、奥州市内で障がい福祉サービスを利用されている皆様に対し、今よりも利用を増やしたいサービス、現在希望しているが利用できていないサービス、今後（将来）新たに利用したい障がい福祉サービスなどについて、皆様のご希望をお伺いし、市内障がい福祉サービスの異なる発案に向けた検討に生かしていきたいと考えております。ついでには、お忙しい中とは存じますが、ぜひご協力いただけますよう、よろしくお願いたします。※このアンケートは無記名で実施し、お答えいただいた内容は統計的に処理しますので、個人情報特定されることは一切ございません。

記入目 答 録 単 頁 目

質問1 回答される方についてあてはまるものに○をお願いします

ご本人 ○ ご家族

質問2 ご本人について記入をお願いします

①性別 ()

②障がい種別 (あてはまる箇所すべてに○をお願いします)

- ・身体障がい: ・視覚障がい ・聴覚障がい ・音声・言語・しゃく機能障がい
- ・肢体不自由(上肢) ・肢体不自由(下肢)
- ・肢体不自由(体幹) ・内部障がい
- ・知的障がい ・精神障がい
- ・重篤な発達障がい ・発達障がい ・高次脳機能障がい
- ・その他 ()

③現在、医療的ケアを受けていますか? → 有 (受けている) ・ 無 (受けていない)

※医療的ケアとは、日常生活に必要とされる次のような医療的な生活援助のことです。
・吸引 ・ 酸素 ・ ネブライザー ・ 気管切開の管理 ・ カニューレ ・ 人工呼吸器
・ 聴覚エアーウェイ ・ 酸素療法 ・ 車いす・車いす・ 経管栄養 (経鼻・経ろう・経ろう)
・ 透析 ・ ストマ(人工肛門・人工膀胱) ・ 導尿 (自己導尿含む) ・ インスリン注射 など

質問3 令和3年4月1日現在の年齢を教えてください。

()歳

質問4 現在の通学先や日中活動の場所を教えてください。

- ・在宅 ・ 幼稚園 ・ 保育園 ・ 認定こども園
- ・小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校
- ・支援学校 (・ 小学部 ・ 中学部 ・ 高等部)
- ・その他 ()

質問5 あなたがお住まいの地域に○をお願いします。

- ・茨浪 ・ 江刺 ・ 静沢 ・ 陸奥 ・ 表川
- ・その他 ()

質問6 普段(夜間)生活している場所を教えてください。

- ・自宅(家族と一緒に) ・ 入所施設 ・ 寄居舎
- ・その他 ()

質問7 現在利用されているサービスについて教えてください。

(あてはまるサービスすべてに○をお願いします。)

<介護給付>

- ・居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障がい者包括支援 ・ 短期入所

<障害児通所支援>

- ・児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援

<施設入所>

- ・福祉型障がい児入所施設 ・ 医療型障がい児入所施設

<地域生活支援事業>

- ・相談支援 ・ 日中一時支援 ・ 移動支援 ・ 訪問入浴 ・ 日常生活用具・補具の給付

世話人等研修会 今年で15回目の開催！



高次脳機能障害WG 研修会 ケアマネも参加しています



二十歳のつどいチラシ

二十歳を迎えられる皆さんへ

相談支援事業所（相談支援専門員）や奥州市では、二十歳を迎えられる皆さんが、安心して「二十歳のつどい」に参加していただけるよう、心配なことがあったり、配慮してほしいこと（支援してほしいこと）がある場合に相談をお受けします。

★どこに相談したらいいの？
担当の相談支援事業所（相談支援専門員）または奥州市役所生涯学習スポーツ課（TEL0197-34-2497）にご相談ください。

★いつ、相談したらいいの？
式典の案内が届いたらご相談ください。事前に市の担当への相談が必要になります。式典当日の相談では、支援を受けることが難しい場合があります。



★どのような支援が受けられるの？
安心して式典に参加できるよう、心配なことや配慮してほしいことを市に伝え、対応をお願いすることができます。

<参考：奥州市の式典での対応例>

Q1：式中に会場の出入りはできますか？	式中の出入りは可能です。
Q2：会場から出入りしやすい座席の配慮はしてもらえますか？	ホール出入り口付近の席を確保することが可能です。車いす席もあります。
Q3：不安になると声をあげてしまいます。家族や支援者の同伴はできますか？	事前に付き添いが必要なことをご相談いただければ対応を検討します。
Q4：支援学校を卒業しています。支援学校の友達と隣り合わせの座席に座りたいのですが...	基本的に座席は住所地の中学校区ごとにブロック指定となりますが、事前にご相談いただければ対応を検討します。
Q5：式典の前に会場を見学することはできますか？	可能です。事前にご相談いただければ対応を検討します。また、毎年「広報おうしゅう2月号」に写真付きで記事を掲載しています。市のホームページで検索できますので、当日のイメージがつかやすいです。
Q6：少人数で過ごせる場所（控室）は、ありますか？	事前にご相談いただければ対応を検討します。
Q7：車の乗り降りができる場所はありますか？	会場に近い駐車場の確保は可能です。
Q8：多目的トイレはありますか？	あります。
Q9：聴覚障がいの人への配慮は可能ですか？	事前にご相談いただければ、式典中、手話通訳での対応は可能です。
Q10：普段の服装でも参加できますか？	着物やスーツなどの服装の指定はありません。普段の慣れた服装でも参加できます。

作成：令和5年度 奥州市地域自立支援協議会地域生活支援部会・奥州市

バリアフリーマップの作成



奥州市 障がい者にやさしいまち MAP

奥州市地域自立支援協議会

マップに使用するピクトグラムの説明		
各店舗情報の右上には施設の特徴を示すピクトグラムが示されています。それぞれの意味は次の通りです。 [詳しくはユニバーサルデザイン電子マップ http://gis.pref.iwate.jp/udmap/]		入口自動ドア
		入浴用トイレ
		車いす利用者専用駐車施設
		車いす利用者専用乗降ブロック
		ベビーカー
		エレベーター
		授乳スペース
		オムツ交換スペース
		外国語で日常会話ができる従業員
		手話で日常会話ができる従業員

公共施設等 情報一覧		ユニバーサルデザイン電子マップに掲載されている施設の情報です。 http://gis.pref.iwate.jp/udmap/
奥州市役所	水沢区大字町1丁目1番地 ☎24-2111 FAX51-2373	
江刺総合支所	江刺区大通り1番5号 ☎35-2111 FAX55-5120	
前沢総合支所	前沢区字七日町71番地 ☎56-2111 FAX56-3427	
胆沢総合支所	胆沢区南郡田字加賀谷地270 ☎46-2111 FAX46-4455	
衣川総合支所	衣川区古戸64-4 ☎52-3111 FAX52-4142	
奥州地区合同庁舎	水沢区大字町1丁目2番地 ☎22-2811 FAX22-3815	
奥州地区合同庁舎分庁舎（奥州保健所）	水沢区大字町5丁目5番地 ☎22-2862 FAX25-4106	
水沢保健センター	水沢区大字町3丁目2番地 ☎23-4511 FAX23-4512	
健康増進プラザ悠悠館	胆沢区南郡田字大崎50 ☎46-2977 FAX46-3105	
子育て総合支援センター	水沢区字田小路67番地 ☎24-6405 FAX24-6470	

医療的ケア児等支援部会

医療的ケア児等支援部会

医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）（以下「医療的ケア児等」という。）とその家族を地域で支えられるように、地域における支援体制を構築するため、関係機関と連携のもと課題や対応策等について検討を行う部会。

- 医療的ケア児等のライフステージにおける支援内容についての検討に関する事。
- 医療的ケア児等の支援に係るネットワークの構築に関する事。
- 医療的ケア児等コーディネーターの養成に関する事。
- その他医療的ケア児等が地域で生活するために必要な支援方策に関する事。

部会構成員

当事者家族、医療機関、訪問看護事業所、前沢明峰支援学校、奥州市立保育園協議会、胆江地区保育協議会、社会福祉協議会、障がい児サービス事業所、相談支援事業所、医ケア児等コーディネーター等

活動内容

隔月で定例会を開催。
年2回、部員研修会・情報交換会を行っている。

【活動内容】

令和1年2月に設置された部会。
令和2年度に対象者アンケートを実施し、その結果から課題解決に向けての活動を行ってきた。
複数のWGを設置し協議を行っている。

「医療的ケア児等の現状 及び ニーズに関するアンケート」

・令和2年6月実施

・対象者：奥州市内在住で、日常的に
医療的ケアを要する18歳未満の
児及び保護者、
重症心身障害児及び保護者

・調査方法：対面

・回答数：20件

令和2年度 奥州市地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

医療的ケア児等の現状及びニーズに関するアンケート

医療的ケア児等支援部会
部会長 伊藤 恵美

令和元年度より、奥州市地域自立支援協議会では医療的ケア児等支援部会が新設されました。
今年度（令和2年度）、部会の活動として医療的ケア児等の個々の状況・不安事項の把握を行い、その課題への取り組みをしていくことといたしました。主旨をご理解いただき、アンケートへのご協力をお願いします。

*今回のアンケートについて

- ・奥州市で把握している（令和2年6月現在）医療的ケア児及び重症心身障害児（大島分類参考）への実施とします。
- ・アンケートは対面方法（聞き取り）で行います。

記入年月日 令和2年 月 日
回答者（本人との関係）
聞き取り者氏名（本人との関係）

【質問1】 ご本人の年齢を教えてください。（該当するところに「○」）

0歳～3歳	4歳～6歳(未就学)	小学生	中学生	高校生
-------	------------	-----	-----	-----

【質問2】 ご本人の障がいの状態について教えてください。（現在の様子）

区分	状態（あてはまるものすべてに「○」）
姿勢	・寝たきり ・自分で座れる ・つかまり立ち ・一人で立てる
移動	・移動不可 ・寝返り ・ほふく前進 ・伝い歩き ・一人で歩ける
食事	・全面介助 ・一部介助 ・介助不要
食形態	・経管栄養 ・流動食 ・刻み食 ・普通食
排泄	・全面介助 ・一部介助 ・介助不要
入浴	・全面介助 ・一部介助 ・介助不要
更衣	・全面介助 ・一部介助 ・介助不要

【質問3】 ご本人で医療的ケアのある方の状態を教えてください。（現在の様子）

医療的ケア	あてはまるものすべてに「○」
レスピレーター（人工呼吸器）管理	
気管内挿管・気管切開	
鼻呼吸エアウェイ	
酸素吸入	
たん吸引	
ネブライザー	
中心静脈栄養（I.V.H）	
経管栄養（経鼻・胃ろうを含む）	
腸ろう・腸管栄養	
人工透析（腹膜透析を含む）	
定期透析	
人工肛門	
その他の医療的ケア （ ）	

【質問4】 ご本人の一週間の過ごす場所を教えてください。（該当する番号を記入してください）

月		火		水		木		金		土		日	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

(選択項目)

- 1 家庭
- 2 保育所・幼稚園
- 3 普通学校（小・中・高）
- 4 支援学校（小・中・高）
- 5 障害者通所支援事業所（児童発達支援 ・ 放課後等デイ・日中一時支援等）
- 6 障害福祉サービス事業所（短期入所等）
- 7 その他（具体的に： ）

【質問5】 希望する一週間の過ごす場所を教えてください。（該当する番号を記入してください）

月		火		水		木		金		土		日	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

(選択項目)

- 1 家庭
- 2 保育所・幼稚園
- 3 普通学校（小・中・高）
- 4 支援学校（小・中・高）
- 5 障害者通所支援事業所（児童発達支援 ・ 放課後等デイ・日中一時支援等）
- 6 障害福祉サービス事業所（短期入所等）
- 7 放課後児童クラブ
- 8 その他（具体的に： ）

アンケート結果よりみえた地域課題①

「必要な情報の不足」



「病院を退院した後、どこに相談すれば良いかわからない」という声が。
初期相談体制を明確にするための協議を行う。



相談窓口の紹介を目的にリーフレットを作成

医療的ケアが必要なお子さまとご家族の相談 をお受けします

医療的ケア児等一人ひとりを適切な支援につなげていけるよう、相談窓口を設置しました。お気軽にご連絡ください。

☆ 医療的ケア児ってなあに？



日常生活の中で長期にわたり医療的ケア(*)を必要とする18歳未満のお子さまを「医療的ケア児」といいます。

- (*)吸引 吸入・ネブライザー 気管切開の管理 カニューレ 人工呼吸器
咽頭エアウェイ 酸素療法 中心静脈栄養 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)
透析 人工肛門 導尿(含む 自己導尿) インスリン注射 など

☆ どんなことが相談できるの？

- 子育ての悩み。 どんな支援がうけられるの。
医療的ケアや生活全般のお世話が大変。
保育所・幼稚園等に通わせたい。 学校生活のこと。
災害時の避難はどうすればいいの。 など

奥州市モデル

退院後の生活に関する不安を相談する場所として相談窓口を1本化

奥州市子育て世代包括支援センター ぷちベベ



奥州市子育て支援センター等各関係機関へ



サービス利用につながった場合は、医療的ケア児等コーディネーター研修を修了した相談支援事業所に対応

相談窓口：奥州市子育て世代包括支援センター **ぷちベベ** TEL 34-2904

アンケート結果よりみえた地域課題②

訪問看護や訪問リハビリテーションのニーズの高さ



地元の訪問看護の実際はどうなっているんだろう？



市内訪問看護事業所を対象にアンケート調査の実施
+

部員としても訪問看護の内容を知りたい

⇒訪問看護についての部員研修会の実施

医療的ケアを要する子どもに対する訪問看護についての調査結果

令和3年3月17日現在
回収率：100% (8/8)

問1 現在の事業所の規模を教えてください。

(1) 看護師の人数 (常勤・非常勤問わず)

1～5名	6～10名	11～15名
4	4	0

(2) その他の職種の数 (常勤・非常勤問わず)

理学療法士	作業療法士	言語療法士	事務	その他
3	2	0	4	0

(3) 利用者の実人数 (ここ1年間の1カ月平均)

0～50名	51～100名	101～150名	151～200名	200名以上
3	5	0	0	0

(4) ここ1年間の小児の受け入れ人数

0名	1名	2名	3名	4名	5名	6名以上
5	2			1		

問2 24時間体制について

あり	なし
8	0

問3 小児の訪問看護の経験について

訪問看護		訪問リハ	
あり	なし	あり	なし
3	5	3	3

問4 これまでに訪問した小児の利用者の医療的ケアについて教えてください。(複数回答可)

レスピレータ管理	気管内挿管 気管切開	鼻咽喉エア ウェイ	酸素吸入	たん吸引	ネブライザ	中心静脈栄養
1	2	0	2	1	0	0
経管栄養	腸ろう・ 腸管栄養	人工透析	定期導尿	人工肛門	その他	
1	0	0	1	0	1 (インスリン注射)	

問5 今後依頼があれば小児の利用者の受け入れは可能ですか？

訪問看護			訪問リハ		
はい	いいえ	内容により検討	はい	いいえ	内容により検討
2	1	5	2	1	2

問6 訪問可能な地域を教えてください。

市内全域	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	要相談
4	3	2	2	1		2

問7 これまでに小児の利用者を受けようと思っただけを教えてください。

医療機関からの依頼	行政からの依頼	医療的ケア児に関する研修会の受講等	その他	その他の具体的内容 ・他事業所からの引継ぎ。 ・保護者からの依頼。
3	0	2	2	

問8 今後小児の依頼があった際、対応可能な医療的ケアについて教えてください。(複数回答可)

レスピレータ管理	気管内挿管 気管切開	鼻咽喉エア ウェイ	酸素吸入	たん吸引	ネブライザ	中心静脈栄養
2	2	3	5	4	4	3
経管栄養	腸ろう・ 腸管栄養	人工透析	定期導尿	人工肛門	その他	
4	3	1	4	3	2 (状況による)	

問9 理学療法・作業療法・言語療法を受ける事ができますか？

理学療法	作業療法	言語療法
2	2	0

問10 病院指導の下の看護師によるリハビリは可能ですか？

はい	いいえ	内容により検討
2	3	2

問11 小児の訪問看護の受け入れが難しい理由を教えてください。

小児看護の経験のある看護師が少ない、少ない	看護師の人手不足で対応が困難	小児の訪問看護の経験が少ない	小児へのケアについて知識を得る機会が少ない	小児の基礎疾患について知識を得る機会が少ない	小児は医療処置の手法が難しい	小児は医療処置の手法が難しい	医療機関との連携が十分でない
4	5	5	2	3	3	3	2
小児は医療的ケアへの依存度が成人より高い	小児の訪問看護に対する診療報酬が不十分で、労力に合わない	その他	その他の具体的内容				
1	0	0					

問11 小児の訪問看護の受け入れが難しい理由を教えてください。

小児看護の経験のある看護師が少ない、少ない	看護師の人手不足で対応が困難	小児の訪問看護の経験が少ない	小児へのケアについて知識を得る機会が少ない	小児の基礎疾患について知識を得る機会が少ない	小児は医療処置の手法が難しい	医療機関との連携が十分でない
4	5	5	2	3	3	2
小児は医療的ケアへの依存度が成人より高い	小児の訪問看護に対する診療報酬が不十分で、労力に合わない	その他	その他の具体的内容			
1	0	0				



【アンケートの自由記述より】

- ・ 地元の医療機関が頼れない ・ 医大等、病院までの移動が大変（母親一人だと）
 - ・ 土日に用事がある時に頼める場所がないか ・ 何かあった際に一時的に利用できる場所はないか
 - ・ 保育園の入所はどうしたら良いか ・ 退院後の子どもの状態を相談できるところはないか
 - ・ 経済的に厳しいので夫婦で働きたいが… ・ 目を離せないため、兄弟の外遊び等ないがしろになってしまう
 - ・ 面倒を見ようとも、祖父母は体力面、安全面で不安 ・ 本人の成長とともに介助やケアが大変
 - ・ 退院後の生活の仕方がわからない ・ 経済的援助はあるのか ・ 親同士のコミュニティはあるか
- 自由記載等の検討をするためには、様々な分野で協議が必要。



部会に ①医療療分野
②教育分野
③福祉分野 の3ワーキンググループを設置。

自由記載の課題から、取り組めるものを協議していく。

医療分野WG

利用できるサービス、退院後の福祉サービスへのつながり、各助成制度など、ご家族が必要とする情報は多くある。成長や個々の状態により必要とするものも異なる。医療分野のみならず、他分野と協働しながらの情報提供方法の検討を行う。



タイムリーな情報提供方法を模索するが、なかなか難しい。そのため、関係者のつながりの中で情報共有を図り、そこからご家族への支援につなげる形を検討。



関係機関の情報共有シートを作成



令和4年度 医療的ケア児等支援部会 事業所紹介シート

事業所名	奥州市子ども発達支援センター		
所在地	水沢字田子路 67 番地		
TEL	0 1 9 7 - 2 3 - 4 6 1 8	FAX	0 1 9 7 - 2 4 - 6 4 7 0
HP アドレス	Kodomo-ce@city.oshu.iwate.jp	担当者 E-mail	Keiko-s9@city.oshu.iwate.jp
営業時間・曜日	月～金 8:30～17:15		

【 業務やサービスの内容 】

○心身発達面において何らかの不安のある乳幼児・児童等を対象に、臨床心理技師、児童療育指導員等専門職が、個別指導や経過観察のための活動を行い、必要に応じて関係機関と連携し、その支援を行う。また、幼児教室の運営を実施するとともに、子どもの育ちと保護者を支える地域づくりを進める。

- (1) 対象：乳幼児、就学している児童生徒、18 歳以下の就学後の青年とその保護者や関係者

(2) 事業内容

- ・個別相談・発達相談
- ・奥州市内園訪問・幼稚園保育園メース検討会
- ・乳幼児運動発達支援（いちごグループ）：運動面の発達に顕著な遅れのある児童対象
- ・重症心身障害児等支援事業（さくらんぼグループ）：重症心身障害児及び医療的な配慮の必要な児童対象
- ・3 歳児健診・子どもの広場等の個別相談、発達相談
- ・幼児教室運営（らら・ちようちよう）
- ・子ども発達支援講演会主催
- ・保護者支援
- ・地域支援

【 医療的ケア児等の支援で連携できそうなこと 】

※何歳から関わられますか？（記入必須）

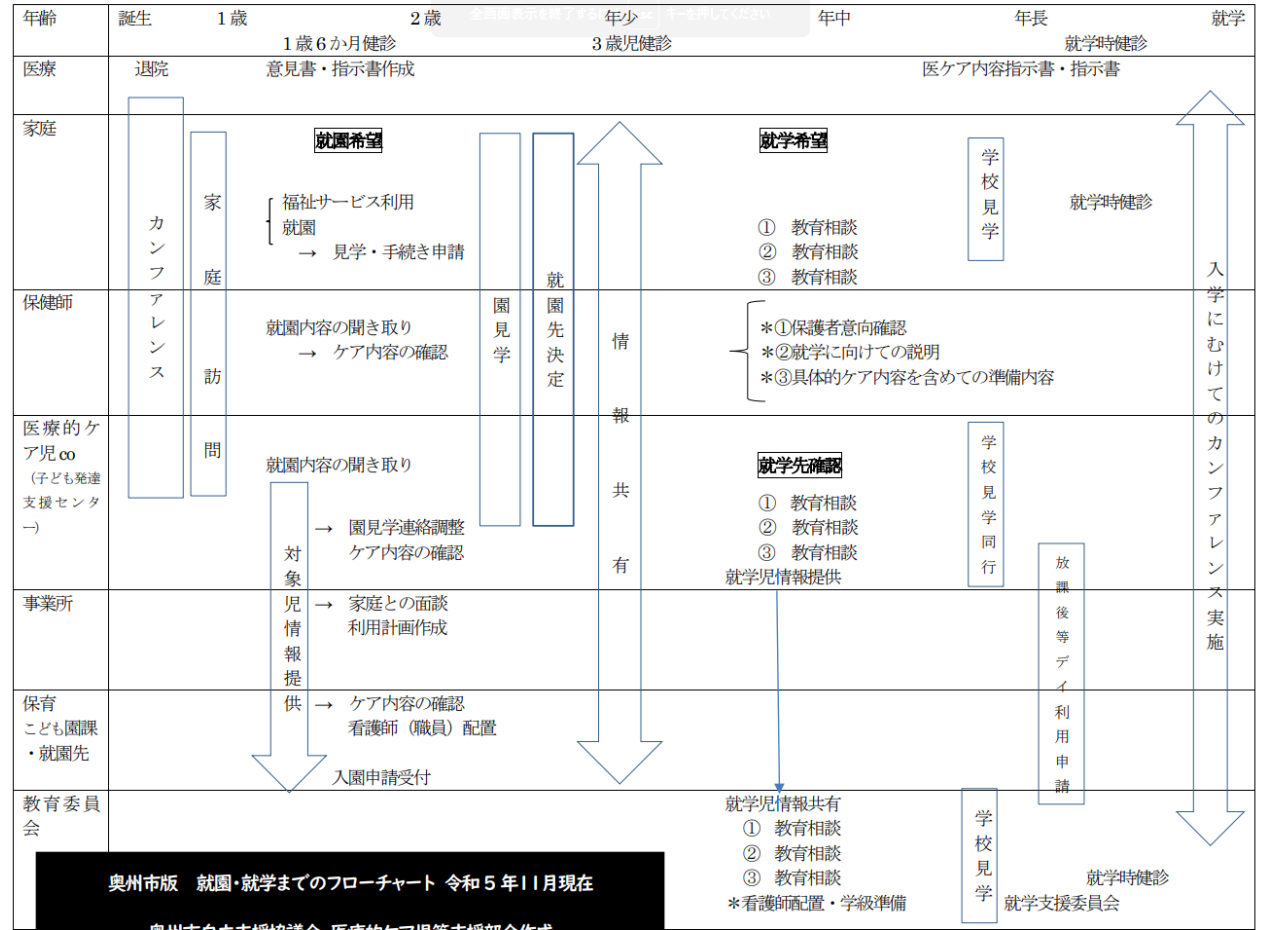
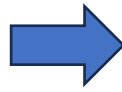
- ・0 歳児から保健師と家庭訪問実施
- ・重症心身障害児等支援事業（さくらんぼグループ）では0 歳児から相談対応、1 歳児以上グループでの集団活動をめどとしている。

教育分野WG

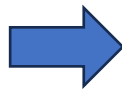
- 「就園・就学がスムーズに行くために」をテーマに協議を行っている。就園・就学までのフローチャートを作成し、保護者に「一人で動かなくても大丈夫」という安心感を与えられるように、生まれてから関わる人、健診、幼児教室、サービスを受けられる事業所等、シンプルにまとめて「見える化」した。



- 市内の園を対象に「医療的ケア児等の入所（園）アンケート」を実施。就園受け入れ体制等を伺った。園への早期の情報提供・共有が必要であり、就園を希望されるお子さんの園見学の充実もポイントとなる。



奥州市版 就園・就学までのフローチャート 令和5年11月現在
奥州市自立支援協議会 医療的ケア児等支援部作成



- 51園中、42園より回答いただく。
- これまでに医療的ケア児の受け入れ経験がある園は10園であった。
- 3園より受け入れ可能とご回答いただく。
- 受け入れが難しい理由については、「人材不足」と「安心安全の環境」の整備が難しいという回答が多かった。

福祉分野WG

情報発信の方法についてを中心に検討を行う。

アンケートにある困り感について、利用できるサービスは共通であり、問い合わせ先も共通のものが多いことから、要望や質問を分析し、支援の説明と相談先を載せた簡単なリーフレットを作成。



奥州市地域自立支援協議会
医療的ケア児等支援部会

問い合わせ先 Q&A

- 「医療」について……………p. 1
- 「情報」について……………p. 2
- 「負担感」について……………p. 3
- 「経済的負担」について……………p. 4
- 「障がい福祉」について……………p. 5
- 「家族」について……………p. 6
- 「将来」について……………p. 6
- 「教育・保育」について……………p. 7
- 「災害」について……………p. 7
- 「その他」について……………p. 8

Q&A 負担感

- Q 退院後の子どもの状態について。
A 退院前に退院後の生活について相談をしています。
- Q 緊急時にかかりつけ医に駆け込むのが、距離があるため心配。
A 訪問看護があります。
担当・問い合わせ先
医療連携室/母子保健担当保健師 (34-2904 フナベ)
- Q 高齢出産のため、自分の体力が心配です。
A 放課後等デイサービス/児童発達支援事業/日中一時支援事業があります。
担当・問い合わせ先
福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員
- Q 父親、祖母も仕事をしているため、母親は自分が病気になることも子どもをみる必要がある。
Q 成長して体も重くなってきて大変です。
A ヘルパー/ファミリーサポートがあります。
担当・問い合わせ先
ヘルパー：福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員
ファミリーサポート：社会福祉協議会 (P4参照)
- Q 母親が病気の時や、緊急時の時に、近くに預けられる場所があると良い。
A レスバイト入居 (要相談) があります。
担当・問い合わせ先
医療連携室 ※各病院またはかかりつけ医に相談が必要です。
- Q 申請や更新手続きが多く大変。ネットや郵送で手続きできると良い。
A 郵送、代行での申請方法があります。
担当・問い合わせ先
福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員

奥州市医療的ケア児等支援部会 問い合わせ先 Q&A

Q&A 医療

- Q 市内に乳児や子どもに対応している訪問看護はありますか。
A 訪問看護サービスがあります。下記へご相談ください。
担当・問い合わせ先
子ども発達支援センター (23-4618 子育て総合支援センター内) /
母子保健担当保健師 (34-2904 フナベ) /医療連携室/相談支援専門員
- Q 医大など、母親一人だと病院までの移動が大変。
A ヘルパーやファミリーサポート (要相談) があります。
下記へご相談ください。
担当・問い合わせ先
ヘルパー：福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員
ファミリーサポート：社会福祉協議会 (P4参照) /
- Q 家でリハビリをやりたい。訪問リハビリはありますか。
A 訪問リハビリがあります。下記へご相談ください。
担当・問い合わせ先
子ども発達支援センター23-4618 子育て総合支援センター内) /
母子保健担当保健師 (34-2904 フナベ) /医療連携室/相談支援専門員

Q&A 家族

- Q 本人が手術を受ける際に兄弟をみてほしい。
Q 目を離せないため、兄弟の外遊び等がないがしろになってしまう。
A 子育て短期支援事業/ファミリーサポート/放課後等デイサービス/児童発達支援事業があります。
担当・問い合わせ先
子育て短期支援事業…こども家庭課 (※)
ファミリーサポート…社会福祉協議会 (P4参照)
放課後等デイサービス/児童発達支援事業…福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員
(※… 24-2111 奥州市役所)
- Q 母親が体調を崩した際や妊娠した際、父親が不在の際、一人で面倒を見られるのが不安です。
Q 面倒をみようとも、父親は仕事、祖父母は体面、安全面で不安があります。
A 日中一時支援事業/短期入居/ヘルパーがあります。
- Q 本人が入浴中、他の兄弟の世話ができませんが家に頼んだ。
A ヘルパーがあります。
担当・問い合わせ先
福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員

Q&A 将来

- Q 本人の成長とともに、祖母と母親の2人での介護が難しくなる。
A ヘルパーがあります。
- Q 本人の成長とともにお風呂の介助やケアが大変。
A 訪問入浴車があります。(要相談)
- Q 高校卒業後、利用できる事業所があればよい。
A 生活介護があります。
担当・問い合わせ先
福祉課 (34-2172 奥州市役所) /相談支援専門員

令和5年度は児と者のふたつのWGを設置。
 児WGでは、医療的ケア児の遊びの場、
 保護者のつながりの場の提供を目的に「みんなで遊ぼう」を開催。



2023年(令和5年)11月10日(金曜日) 第28959号

医療的ケア児 重症心身障害児

安心して遊べる場を 提供イベント初開催

保護者同士の交流機会にも

水沢で
支援組織

018歳の医療的
ケア児(重症心身障害
児)の低出生体重児、
先天性心臓病、きょう
だいを対応実施。
6家族が利用した。お
もちゃコサルタン下
マスターを務める佐藤

紀さん(52) 水沢
羽田町が所有する良
質なおもちゃランド
トリイ80種類を用意
子どもたちの感性を刺
激し笑顔があふれ元
気な声が響いた。

子どもたちが遊んでいる間、行政関係者らと
懇談する保護者たち

ながら子どもたちが遊
びに夢中になっている
間、保護者は行政の福
祉担当者や医療関係者
らも交えた茶話会を感
談。日ごろの悩みや思
いなどを語り合い、交
流を深めた。

菅原市長(67)は支
援が必要なおもちゃ
を遊びに連れて行きた
くても、移動するだけ
で保護者の皆さんは一
苦勞する。初めての企
画で、反応や保護者の
アンケートも見ながら
今後の展開を考えたい。

「イルミネイト」あす開幕

県文化会館自主事
業「イルミネイト20
23」は11月12日、胆
沢文化創造センターで
開かれる。11日は電子
オルガンや楽しむイル
ミネイトコンサート&
イルミネイトショー点灯
式を開催12日はクラ
フト雑貨などの「いわ
こそくる市」モイラ
ズワークショップなど

も、多彩な内容で
来場者を喜ばせる。
入場無料。

11日は大ホールを会
場に午後6時からコン
サート、電子オルガン
奏者亀井泉さん、開演
落語家海月亭流れ星さ
んが本演で出演する。
コンサートでは、クイ
ズに挑戦する。

い。家族の中だけで抱
きを抱えず、お互いを
知の指でつながる形が
できれば、共生社会の
道が開けるのでは」と
話す。

佐藤さんも「おもち
やで遊び出したら、今
までない表情や喜び
を見せた子どもいたう
だ。おもちゃはコミュ
ニケーションの
一つで、遊を通して
親子の触れ合いや周囲
の人との交流促進につ
ながれば」と期待して
いた。

今年度は児と者でふたつのWGを設置。 者WGでは、主に18歳時を基点とした利用できる制度やサービスをまとめたチラシを作成。

ライフステージ	医療的ケアを必要とする方のライフステージごとの制度	
病院関係	乳幼児 (0歳～小学校入学前)	学齢期 (小学校入学～18歳)
医療や制度 手当など	小児科 (0歳～おおむね15歳)	内科 (おおむね15歳～)
	<p>0歳～20歳未満</p> <p>【医療費の助成制度】 ☆子ども医療費助成制度 窓口：健康増進課 ☆小児慢性特定疾病医療費助成制度 窓口：奥州保健所 ☆重度心身障がい者医療費助成制度 窓口：健康増進課 ☆自立支援医療（育成医療） 窓口：福祉課 ☆未熟児医療費 窓口：健康増進課 ☆難病医療費助成制度 窓口：奥州保健所</p> <p>【手当】 ◇児童手当 窓口：子ども家庭課 中学校卒業まで ☆児童扶養手当 窓口：子ども家庭課 ひとり親 ◇障害児福祉手当 窓口：福祉課 身体又は精神に重度の障害を有する児童に対し支給。20歳まで。 ◇特別児童扶養手当 窓口：福祉課 心身に一定の障がいと有する20歳未満の児童を育てている家庭へ支給</p> <p>20歳以降 ○障害年金 窓口：国民年金係 20歳から申請可能。病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。 ○特別障害者手当 窓口：福祉課 20歳から申請可能。身体や精神に重度の障がいと重複している方で、日常生活において特別な介護を要する在宅生活者へ支給</p>	
	<p>★訪問看護 窓口：かかりつけの医師や病院の相談員 看護師がご自宅へ訪問し、その方の病気や障がいに応じた看護やリハビリを行う</p> <p>★レスパイト入院 窓口：かかりつけの医師や病院の相談員 在宅療養されている方のご家族を支援するための短期間の入院</p>	<p>全年齢対象 ☆日常生活用具 窓口：福祉課 在宅の身体障がい児者等が日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入費用の一部を支給する制度</p> <p>☆補装具費 窓口：福祉課 補装具の購入及び修理費用の一部支給制度</p>
	<p>◇児童発達支援 (0歳～小学校入学前対象) 小学校入学前の障がいのある子どもが通い、支援を受けるサービス。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、遊びや学びの場の提供などの支援</p>	<p>☆放課後等デイサービス (小・中・高校生対象) 就学中の障がい児者対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇に発達支援を行う</p>
利用できる 福祉サービス	<p>★居室介護 自宅で入浴や排泄、食事等の介護を行う</p> <p>★歩行支援 視覚障がいや移動が著しく困難な方の外出へ同行し、移動を支援する</p> <p>★行動支援 行動に著しい困難がある方の外出に同行し、危険回避のための必要な支援を行う</p> <p>★重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う</p> <p>◇重度訪問介護 重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅における入浴や排泄、食事介助や外出時の移動支援等を総合的に行う</p>	<p>☆障害児入所支援 入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の習得等を行う（福祉室と医療室の2種類あり）</p> <p>☆日中一時支援 日中の一時的な見守りを支援することで、活動の場の確保と家族の負担軽減を図る通所サービス</p> <p>★相談支援 障がいのある方やご家族からの相談に応じて、障がい福祉に関する様々な内容について情報提供や助言を行ったり、利用するサービスの調整を行う</p> <p>★短期入所 自宅で介護している方が都合により介護できない場合、短期間、夜間も含め施設で介護を行う</p> <p>◇療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う</p> <p>◇生活介護 主に昼間において、障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する</p>

一人ひとりの支援のために ～相談窓口のご紹介～

医療や病気のこと
など相談したい

医療費が心配
経済的な不安がある

サービスや制度を利用したい
いろいろな相談をしたい
手続きの仕方を知りたい

お気軽にご相談ください

医療的ケアを必要とする方に係る
様々な関係機関が、皆様のご相談
へ応じます。裏面もご覧いただき
ながらお問い合わせください。

お問い合わせ先一覧 (令和6年3月現在)		
<p>【医療のこと】 各かかりつけ医や病院の相談室 各訪問看護事業所</p>	<p>【医療費の助成制度や手当等のこと】 奥州市健康子ども部健康増進課 24-2111 奥州市健康子ども部子ども家庭課 34-1585</p>	<p>【福祉サービスや日常的な相談のこと】 奥州市福祉部福祉課 34-2172 相談支援事業所こぼ 47-3376 相談支援事業所ひだまり 47-4234 相談支援事業所たばしね 56-2160 相談支援事業所ひまわり 26-5202 奥州市基幹相談支援センター (18歳以上) 34-2160</p>
<p>【子育てや発達相談のこと】 奥州市子育て総合支援センター 24-6405</p>	<p>奥州市市民課国民年金係 34-2913 奥州保健所 22-2831</p>	

(自立支援)協議会等、地域で共有する目的と解決への チャレンジ



市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- ・自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- ・他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- ・出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- ・取り組みの成果を確認する（相互に評価する）

市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場

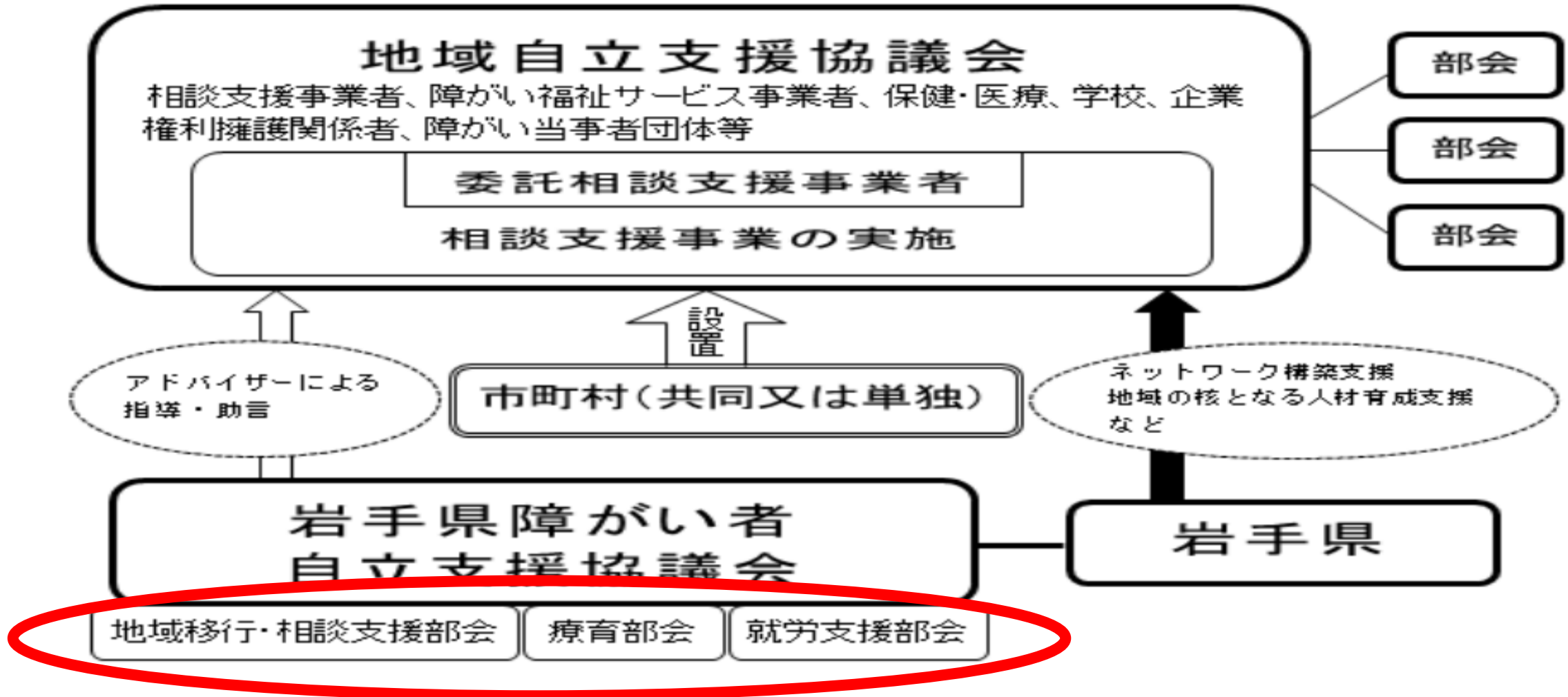
地域で障害者を支える

県内の地域自立支援協議会設置状況（令和5年4月1日現在）

圏域	市町村名	形態	設置年月日	部会等の設置状況
盛岡	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 岩手町 葛巻町 矢巾町 紫波町	共同設置	平成18年9月	5部会（就労支援、地域移行、退院支援、相談支援、子ども支援）
	盛岡市	単独設置	平成25年3月	3部会（相談支援、子ども発達支援、障がい福祉サービス事業所）
	八幡平市	単独設置	平成20年1月	—
	滝沢市	単独設置	平成29年4月	4部会（相談支援、こども支援、就労支援、地域生活支援拠点WG）
	矢巾町	単独設置	平成18年10月	1部会（作業）
	雫石町	単独設置	平成26年7月	4部会（地域福祉、高齢者、障がい者、子ども）
	紫波町	単独設置	平成31年5月	2部会（地域生活支援、子ども支援）
岩手中部	花巻市	単独設置	平成18年10月	5部会（情報、相談支援、就労、本人活動、こども支援）
	北上市	単独設置	平成19年3月	4部会（就労支援、こども支援、事業所、暮らし支援） 障がい者差別解消支援会議
	遠野市	単独設置	平成20年4月	3部会（地域支援、就労支援、子ども支援）
	西和賀町	単独設置	平成20年3月	2部会（生活支援、子ども支援）
胆江	奥州市	単独設置	平成20年2月	5部会（療育、地域生活支援、就労、事業者、医療的ケア児等支援）
	金ヶ崎町	単独設置	平成19年4月	3部会（療育・発達支援、地域生活支援、就労支援）
両磐	一関市 平泉町	共同設置	平成19年10月	3部会（暮らし、こども支援、しごと）
気仙	大船渡市 陸前高田市 住田町	共同設置	平成19年6月	4部会（就労、相談支援、児童、地域移行）
釜石	釜石市 大槌町	共同設置	平成19年1月	4部会（子ども支援、就労支援、地域づくり、サービス構築）
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	共同設置	平成19年2月	4部会（生活支援、権利擁護、精神保健、発達支援） 実務担当者会議
久慈	久慈市 洋野町 野田村 普代村	共同設置	平成18年9月	3部会（療育、生活支援、就労支援）
二戸	二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	共同設置	平成18年10月	5部会（幼少期支援、青年期支援、地域生活、就労・日中活動、相談支援）相談支援事業所連絡会

岩手県障がい者自立支援協議会

岩手県障がい者自立支援協議会と地域自立支援協議会(イメージ図)



まとめ



「この町に暮らしてよかった」
と相談者も関係者も自分自身も
思えるような地域づくりを大切
にしましょう。



参考資料

- ・ 令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料より
長野県上小圏域基幹相談支援センター 橋詰 正 氏
- ・ 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編
- ・ 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（指導者向け資料から）
自立支援協議会運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）
自立支援協議会の活性化に向けて
自立支援協議会のあり方を探る
- ・ 令和3年度相談支援従事者指導者養成研修資料より
「地域共生社会の実現」の展開について～地域づくりにおける主任相談支援専門員の基本姿勢～
荒川区基幹相談支援センター 岡部 正文 氏
- ・ 岩手県障がい者プラン（令和6年3月 岩手県）
- ・ 令和6年度相談支援従事者指導者養成研修資料より
「相談支援の充実・強化と都道府県による市町村支援」